

議案第 5 号

狭山市災害派遣手当等の支給に関する条例

条例別紙のとおり

平成 2 7 年 2 月 1 9 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

災害対策基本法及び大規模災害からの復興に関する法律に基づき、本市に派遣された職員に係る災害派遣手当等の支給に関し必要な事項を定めるため、条例を制定したので、この案を提出するものである。

別紙

狭山市災害派遣手当等の支給に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において読み替えて準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項の規定による本市に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当（以下これらを「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害派遣手当等の額等)

第2条 災害派遣手当等は、派遣職員が住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合に限り、滞在した期間（派遣職員が本市の区域に到着した日からその区域を出発した日の前日までの期間をいう。）及び施設の利用区分に応じ、別表に定める額を日額で支給する手当の支給方法に準じて支給するものとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、災害派遣手当等の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 狭山市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第20条を削り、第21条を第20条とする。

別表（第2条関係）

本市の区域に滞在した期間	施設の利用区分	
	公用の施設又はこれに準ずる施設（1日につき）	その他の施設（1日につき）
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

備考 「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定するホテル営業及び同条第3項に規定する旅館営業の施設以外の施設をいう。